

軽乗用車の賃貸借仕様書

- 1 名称 軽乗用車の賃貸借【長期継続契約】（総務課分）
- 2 設置場所 酒田市役所 4台 社会教育課(文化センター) 1台
- 3 品名等 別紙のとおり (5台)
- 4 参考品 スズキ アルト/4WD トヨタ ピクシス/4WD 等

※上記以外で、使用を満たす同等品で応札を希望する場合は、次の手続きによること。

- (1)別紙「同等品協議書」及び仕様や性能等の対比が可能な書類(比較書・パンフレット等)を添付の上、総務課長に提出すること。
- (2)同等品と認定した場合、「同等品協議書」の認定欄に総務課長印を押印し、不認定であれば「否」と記入してFAXする。同等品と認定された場合は、その写しを「一般競争入札参加資格確認申請書」に添付して契約検査課に提出すること。

5 契約期間

令和8年4月1日～令和15年8月31日

(地方自治法第234条の3、酒田市の長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第1号に基づく長期継続契約)

6 賃貸借期間

令和8年9月1日～令和15年8月31日(7年間)

7 賃貸借料の支払い

本契約の賃貸借料は、賃貸借期間において毎月払いとし、貸付者は、毎月月末までに当月分の賃借料を請求し、借受者は、正当な請求書を受理した日より起算して30日以内に支払うものとする。

8 その他

- (1) 貸付者の都合により、賃貸借期間開始日からの賃貸借が困難となった場合は、期間を変更し、貸付者は令和8年9月1日から変更期間の開始日まで同等品以上のものを無償で貸し出すこととする。この場合において、代車使用時での事故等は、貸付者の保険を使用し、借受者と貸付者で協議して解決するものとする。
- (2) 借受者は、翌年度以降、歳出予算における当該契約金額の減額又は削除された場合は、契約の内容の変更又は解除することができるものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の解釈に疑義が生じた事項については、借受者と貸付者が協議し定めるものとする。

公用車仕様書

車種	軽乗用車	
担当課	総務課	
導入形態	賃貸借（84ヶ月） 7年	
年間走行距離	12,000km程度	
台数	5台	
納入場所	別紙	
ボディタイプ	5ドア	
エンジン区分/燃料	ガソリン	
排気量	660cc以下	
燃料消費率 (JC08モード 国土交通省審査値) *カタログスペックで可	20.0km以上	
駆動方式	四輪駆動	
トランスミッション	ATまたはCVT	
車体色	白色または銀色系	
乗車定員	4人	
車輛製造年	令和8年製造品（ただし新車に限る）	
タイヤ・ホイール等	ラジアルタイヤ（初期装備）	初期装備で可
	スタッドレスタイヤ	あり ※ホイールはスチールホイールでも可
	応急用スペアタイヤ	応急タイヤまたは応急修理キットでも可
	停止表示板	あり
安全装備	ABS	あり
	エアバッグ	運転席・助手席あり
	サイドエアバッグ	指定なし
	予防安全装置	衝突軽減回避 車線逸脱防止 前後誤発進抑制
視界	ヘッドライト	指定なし
	後写鏡	ドアミラー型
	フロントワイパー	間欠調整式・ウォッシャー付
	リアワイパー	ウォッシャー付
	パワーウィンドー	運転席・助手席・後部席あり
	デフォグガー付リアウィンドー	あり
機能装備等	フロアマット	全席あり
	キーレスエントリーシステム	あり
空調	エアコン	標準装備
ナビ・オーディオ等	オーディオ	FM/AMラジオ程度
	ドライブレコーダー	ディーラーオプション品と同等なもの。前後2カメラ：常時録画、衝撃録画マイクロSD（32GB以上）への常時記録（上書きタイプ） ※シガーソケットからの電源供給は不可
その他	サイド（ドア）バイザー	あり
	車体文字入れ	場所：左右フロントドア 内容：酒田市市章 大きさ：10cm×20cm程度（車に合わせて調整） 表示：シール対応
	修理（事故等に起因する修理）	業者選定は見積もり合わせ等によりその都度、市が決定する
リース対象費用	諸経費	登録、自動車税、自動車重量税、自動車損害賠償保険、リサイクル料、タイヤ脱着料（保管、交換時の車両回送も含む）
	継続車検、定期点検（6ヶ月毎）	含む（車両の回送も含む）
	車検、点検時の油脂類・消耗部品の交換	含む
	一般修理（事故等に起因しない修理）	含む
	消耗品	タイヤの更新は夏冬各1回（36～48ヶ月の間で実施想定） ワイパー、スノーブレード、バッテリー、は点検時必要に応じての交換を想定。 オイル交換は5,000kmごとを想定。 ※点検時以外でも協議により交換することができるものとする（タイヤは除外）
任意保険	不要（市有物件共済に総務課で加入）	